

## 薩摩川内市結婚新生活支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年規則第67号）第4条の規定に基づき及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年条例第40号）を実施するため、薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱（平成19年告示第98号）第2条に掲げる結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、地域における少子化対策の強化に資することを目的に、経済的理由により結婚に踏み出せない低所得の者を対象として、婚姻に伴う新生活を経済的に支援するため、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を出し、受理された夫婦（再婚の場合を含む。以下同じ。）のいる世帯をいう。
- (2) 住居費 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻を機に市内に新たに住宅を購入し、又は賃借する契約に関する費用のうち、住宅の購入費、賃料（1ヶ月分に限る。）、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料（生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあってはその全額、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては住宅手当分に相当する額を除く。）をいう。
- (3) 引越費用 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻を機に市内に引越しする際に要した費用のうち、引越し業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象世帯)

第4条 補助の対象となる世帯は、次に掲げるすべての要件に該当する新婚世帯とする。

- (1) 婚姻時に夫婦ともに満39歳以下であること。
- (2) 次条により算出した世帯の所得が400万円未満であること。
- (3) 夫婦ともに、取得又は賃借した薩摩川内市内の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳に住所として記録されていること。
- (4) 夫婦のいずれもが市税等を滞納していないこと。
- (5) 夫婦のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等でないこと。

(世帯の所得の算出方法)

第5条 前条第2号に定める世帯の所得の算出方法は、令和2年の所得証明書をもとに夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる計算方法により算出した金額とする。

- (1) 婚姻に伴い夫婦の双方又は一方が離職し、補助金申請時において無職の場合 離職した者については所得がないものとして、夫婦の所得を算出する。
- (2) 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合 所得証明書又は前号による計算方法をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額（所得証明書の期間と同一の当該奨学金の返済額）を控除する。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、住居費と引越費用を合算した金額に相当する額とする。ただし、当該額が30万円を超えるときは30万円とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てるものとし、補助金の額が1,000円未満であるときは補助金を交付しないものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、薩摩川内市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書（又は婚姻後の戸籍謄本）
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 世帯全員の所得証明書（婚姻に伴い夫婦の双方又は一方が離職した場合にあっては、当該離職した者の離職票又はこれに代わるものの写し及び当該離職した者に係る離職中である旨の誓約書）
- (4) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合）
- (5) 住宅の売買契約書又は建築請負契約書の写し（住宅を購入した場合）
- (6) 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃貸借した場合）
- (7) 住宅購入または賃借した場合の費用に係る領収書の写し
- (8) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住宅手当を受給している場合）
- (9) 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）
- (10) 市税等の滞納がないことが分かる書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、薩摩川内市結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の通知を受けた申請者は、薩摩川内市結婚新生活支援補助金請求書（様式第4号）により、当該補助金の交付を請求することができる。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による補助金の請求が適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は返還）

第11条 市長は、補助金を受けた者が虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部の返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

薩摩川内市長

様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

㊟

薩摩川内市結婚新生活支援補助金交付申請書

薩摩川内市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1 婚姻日		年 月 日	
2 費用 内訳	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家賃 (B)	月額 円
		住宅手当等 (C)	月額 円
		実質家賃負担額 (D) (B) - (C)	月額 円 × か月 = 円
		家賃以外の費用 (E)	敷金
	礼金※1		円
	引越し	共益費	円
		仲介手数料	円
		計	円
引越し		引越しを行った日	年 月 日
		費用 (F)	円
合計 (A + D + E + F)			円
補助申請額 (千円未満切捨て) ※30万円を超える場合は、30万円			円

3 公的制度 による家賃 補助	私（申請者）及び世帯全員は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 署名 _____ ㊟
4 添付書類	<input type="checkbox"/> (1) 婚姻届受理証明書（又は婚姻後の戸籍謄本） <input type="checkbox"/> (2) 住民票の写し（世帯全員） <input type="checkbox"/> (3) 所得証明書（夫婦ともに） <input type="checkbox"/> (4) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類 <input type="checkbox"/> (5) 住宅の売買契約書又は建築請負契約書の写し <input type="checkbox"/> (6) 住宅の賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> (7) 住宅購入または賃借した場合の費用に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> (8) 住宅手当支給証明書 <input type="checkbox"/> (9) 引越し費用の領収証又はその額が分かるもの <input type="checkbox"/> (10) 市税等の滞納がないことを証する書類（夫婦ともに） <input type="checkbox"/> (11) その他市長が必要と認める書類  ※添付書類(4)～(8)は該当する場合のみ提出すること。

※1 礼金には、保証金などこれに類する費用を含む。

年 月 日

薩摩川内市長 様

給与等の支払者  
所在地  
名称  
氏名  
電話番号

印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当支給状況

（ 年 月現在 ）  
住宅手当 月額 円

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 直近の住宅手当月額を記入してください。
- 3 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

第 号  
年 月 日

様

薩摩川内市長



薩摩川内市結婚新生活支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった薩摩川内市結婚新生活支援補助金については、薩摩川内市結婚新生活支援補助金交付要領第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定に付する条件

薩摩川内市結婚新生活支援補助金交付要領第11条に該当することとなったときは、既に交付した補助金の全部を返還すること。

年 月 日

薩摩川内市長

様

請 求 者 住 所  
氏 名  
電 話 番 号

㊟

薩摩川内市結婚新生活支援補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった薩摩川内市結婚新生活支援補助金について、薩摩川内市結婚新生活支援補助金交付要領第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 振込口座

金融機関名	
本・支店名	
種 別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	